

夕つゝ空にみえて

磯ちかくわそふ鷗かもめ

たのしげにうたひかはす

なつかし海のあなた

あなたにそ我背わがせいます

見るくわたりくらく

うたひつる鷗去りぬ

歸りくる白帆見えず

なつかし海のあなた

あなたにそ我背わがせいます

旗はたとりの遊あそび

小林つねを

たのしき庭にはの

ここかしこ

はたを立てゝぞ

勇いさましく

我われれほとらじと

すまひある

白しろろきむらざき

うすわかき

帽子ぼうしのいろも

やさしくて

あはれつはもの

なつかし、

婚姻こんいんの要件えうけん

(承前)

谷川清

第五、當事者の品等

諸國の法律制度中人種とか身分とか階級等に依つて婚姻に制限を設けることは往々ありまして近世まで其跡を遺したるものも御坐ります、現に我日本帝國の如きは維新の際までは士民の區別が嚴重でありましたのみならず、尙ほ他に穢多とか非人とか稱する者がありまして相互間自由に婚姻することが出来ませんでした、其後は等の者と婚姻を爲し得る様になりましたは實に明治四年八月の事で「華族より平民に至るまで互に婚姻被差許候條雙方願に及はず其時々戸長へ届出つべき事」との布告を發布せられました時に在るので御坐ります又外國人と婚姻を爲し得る様になりましたは明治

六年三月布告第百三號に基くものであります、現在と申しましても皇族方に付きましては皇室典範第三十九條に因りまして婚嫁は同族又は勅旨に因り時に認許せられたる華族に限ると御坐ります、又陸海軍々人に付きましては別に結婚條例なるものがありまして當事者の品等に關し大に制限する處が御坐ります、即ち陸軍々人には明治十四年五月三日乙第二十五號の陸軍省達陸軍武官結婚條例なるものがあり、海軍々人には明治二十五年十月六日第八十七號の海軍々人結婚條例なるものがあります、然し是等は皆特別の理由あるものでありまして一般のものではありません。

第六 尊屬又は之れに代るべき者の同意

現行民法第七百七十二條但書に男が滿三十歳女が滿二十五歳に達したる後は此限りに在らず（即ち

同意を要せず）と御坐ります、蓋し男にして滿三十歳女にして滿二十五歳に達しますれば相當の經驗を積みもし又能力に於ても完全に發達致しましたものと看做すことが出来するから老耄に近き父母等よりも却て適當の判斷を與へべきものであると推定することも出来得べく、殊に女子に至りましては其生育男子に比較して一層早熟致しますを常と致しますのみならず女子は男子に比して嫁期を失ひ適當の婚姻を爲し難さに至る事情がありますから一層早く制限を解除致しまして自ら自身の運命を決せしむるの自由を得せしむるの必要がありますると認められました結果五年を短縮せられたのであります、而して婚姻に付いて同意を與ふることを得べきもの、順序は次の通りであります、

(イ) 家に在る父母の生存するときは其父母の同意を得るを要す

此處に家に在るとは其家籍内に在る父母の謂ひにして家居を別にすると否とを問ひませぬ又養父母繼父母若くは嫡たることをも問ひませず總して之を包含致して云つて居ります、(ロ) 父母の一方が知れざるるとき、死亡したるとき、家を去りたるるとき、又は其意思を表示すること能はざるときは他の一方の同意のみを以て足る

父母の一方が知れざる時とは例へば私生子が未だ父の認知を得ざるもの、如きであります父母の一方が家を去りたる時とは父又は母が離婚若くは離縁に因りまして家を去りたる場合の如きであります、又父母の一方が意思を

表示すること能はざる時とは心神を喪失致しました時とか生死不分明等の場合を申します是等の場合は皆父母の一方が家にあらず又家にあるも其意思を表示することが出来ない場合でありますから其の家に在り且意思を表示することの出来る他の一方の同意のみを以て足れりと致します、之れは已むを得ない結果だと存じます、

(ハ) 父母共に其家に在る者なく又は家に在るも意思を表示すること能はざる時は未成年者に限り後見人及親族會の同意を得るを要す

(ニ) 繼父母又は嫡母が子の婚姻に同意せざるときは子は親族會の同意を得て婚姻を爲すことを得、

子は父母の同意を得るにわらざれば婚姻を爲

すことを得ずと前に申述べましたか、繼父母及び嫡母に在りましては子を愛護するの情念乏しく當底慈愛厚き實父母の如くなるを望むことは出来ません、故に實父母に在りましては不當に同意を拒みて其子の利益を顧みざるが如きことは殆んどありませぬ、けれども繼父母又は嫡母に在りましては自然の血統なき爲めか愛護の情念乏しく爲めに子の利益を顧みずして不當に其同意を拒むことなしと保證することが出来ませぬ、斯の如き場合に於て子に婚姻を爲すの途を與へませぬのは婚姻能力を制限すること甚だ酷に失するものと謂はなければなりません、故に此場合に在りましては子に與ふるに親族會に同意を求むるの權を以てし、親族會に於て之れに同意致しまし

第七 婚姻の方式、

(A) 届出の要件、

たるときは繼父母の一方又は双方若くは嫡母の不同意なるに拘らず適法に婚姻することが出来ず、

婚姻の方式は一般に形式上の要件に屬しますけれども其之れを定むるに至りました目的は一つは之に因つて婚姻を公示致し、二は之れに因つて當事者の意思の確實を保障するにありませぬ、是を以て我民法に於ては公示の目的と意思の確實を保障するに必要なる限度に於て努めて簡單なる方式を定め當事者双方及び二人以上の證人より口頭又は署名致しましたる書面を以て戸籍吏に届出つるに因つて婚姻の效力を發生致すべきものと定めました、

(B) 届出の受理、

婚姻に關する法律上の要件は概して公益に基くものでありますから其要件を具備するにあらざれば正當の婚姻を爲すことが出来ません、故に戸籍吏は婚姻の届出を受けますと同時に先づ是等の要件を具備するものなるや否やを檢しまして其之れを具備したることを認めました後にあらざれば其届出を受理することが出来ないのは勿論のことであり、然し法律上の要件を具備致しませぬ婚姻の届出は戸籍吏に於て之れを受理すべからざるものと致すに拘らず戸主の同意を缺きたる婚姻の届出のみに就ては唯戸籍吏をして一應其注意を促さしむるに止りまして其注意を爲したるにも拘らず尙ほ當事者が戸主の同意を得ずして其

届出を爲さんと欲しましたときは戸籍吏は其の届書の受理を拒むことは出来ません、蓋し戸主の同意を得るを必要とせざるは其婚姻を爲さんと欲する者の利益保護に重きを置いた所以でありませう、然し戸主の同意に反して婚姻を爲したる者に對しては戸主權をして之れを離籍し或は之れが復籍を拒絶することが出来ず。

(C) 在外日本人間の婚姻の届出、

日本人が外國に於て婚姻を爲す場合には外國に日本の戸籍吏なき故其國に駐在する日本の公使若くは領事に届出を爲すに依つて完全の效力を發生するものであります、「終」